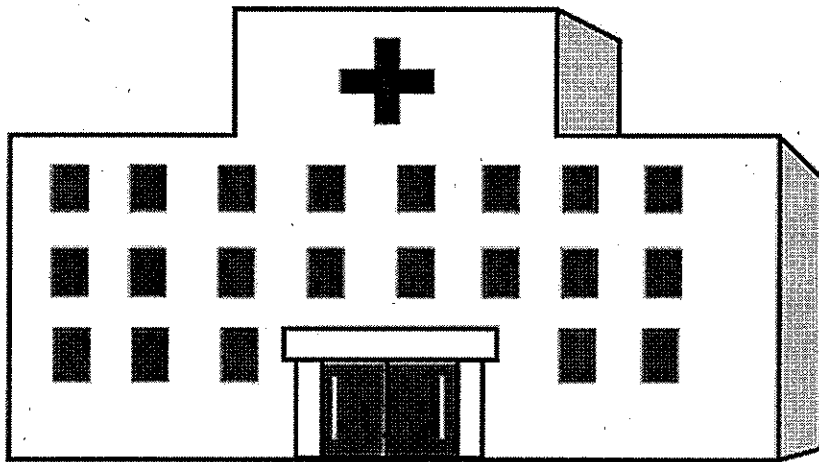
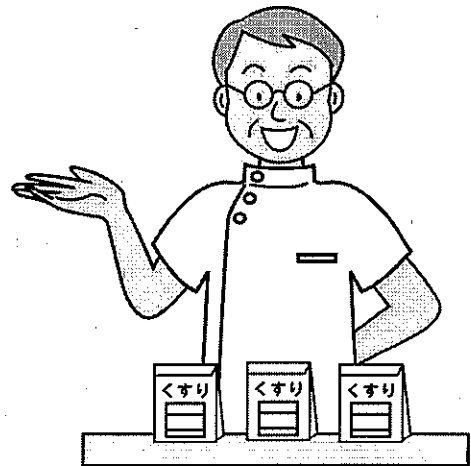


いりょうきかんじゅしん  
医療機関受診ハンドブック



山 梨 県  
< 国 際 課 >

ちゅうい にほん いりょうきかん ぎょうせいきかん つうじょう つうやく  
注意：日本の医療機関や行政機関には、通常、通訳がい  
ないで、これらの機関に問い合わせや相談をする  
さい にほんご かた とお たず くだ  
際は、日本語のできる方を通してお尋ね下さい。



|     |   |       |    |
|-----|---|-------|----|
| 1   | いりょうきかん<br>医療機関                             | ..... | 5  |
| 1-1 | いりょうきかん きそちしき<br>医療機関の基礎知識                  | ..... | 5  |
|     | (1) いりょうきかん しゅるい<br>医療機関の種類                 |       |    |
|     | (2) しんりょうかもく<br>診療科目                        |       |    |
|     | (3) せんちやくじゅんばんせい ややくせい<br>先着順番制と予約制         |       |    |
| 1-2 | しんさつ う<br>診察を受けるには                          | ..... | 7  |
|     | (1) しんさつ ひつよう<br>診察に必要なもの                   |       |    |
|     | (2) しんさつじかん<br>診察時間                         |       |    |
|     | (3) いりょうきかん さが<br>医療機関を探す                   |       |    |
| 1-3 | しんさつ なが<br>診察の流れ                            | ..... | 9  |
|     | (1) しょしんじ いっぱんてき なが<br>初診時の一般的な流れ           |       |    |
|     | (2) たげんごいりょうもんしんひょう<br>多言語医療問診票             |       |    |
| 1-4 | にゅういん なが<br>入院の流れ                           | ..... | 12 |
|     | (1) びょうしつ<br>病室                             |       |    |
|     | (2) いっぱんてき にゅういん なが<br>一般的な入院の流れ            |       |    |
| 1-5 | ちゅういじこう<br>注意事項                             | ..... | 14 |
|     | (1) いいん びょういん などでの ちゅういじこう<br>医院、病院などでの注意事項 |       |    |
|     | (2) ことば ふあん<br>言葉に不安がある                     |       |    |
|     | (3) にほん いりょうせいど<br>日本の医療制度がわからない            |       |    |

2 やっきょく 薬局 . . . . . 15

2-1 やっきょく やくてん ちがい 薬局と薬店の違い . . . . . 15

2-2 くすり か 薬を買う . . . . . 15

2-3 くすり しょうほうほう 薬の使用ほうほう . . . . . 16

3 きゅうきゅう 救急 . . . . . 16

3-1 きゅうびょう やけがなどで きゅうきゅうしゃ ひつよう 急病やけがなどで救急車を必要とするとき . . . . . 16

3-2 やかん きゅうじつ 夜間、休日のとき . . . . . 17

- (1) りようほうほう 利用ほうほうについて
- (2) りようじょう ちゅういてん 利用上の注意点
- (3) きゅうきゅうしゃ りよう 救急車の利用について

3-3 こうつうじこ 交通事故にあったら . . . . . 21

- (1) こうつうじこ 交通事故のポイント
- (2) そんがいばいしょう さんていほうほう 損害賠償と算定ほうほう
  - ① じばいせきほけん じどうしゃそんがいばいしょうせきにんほけん 自賠償保険 (自動車損害賠償責任保険)
  - ② にんいほけん 任意保険
  - ③ べんごしかい きんしゅつほうほう 弁護士会の算出ほうほう
- (3) かしつわりあい 過失割合について
- (4) かがいしよ 加害者になったら

4 公的医療保険 こうてきいりょうほけん . . . . . 24

4-1 医療費と公的医療保険 いりょうひ こうてきいりょうほけん . . . . . 24

- (1) 医療費と公的医療保険 いりょうひ こうてきいりょうほけん
- (2) 保険対象外の治療 ほけんたいしょうがい ちりょう
- (3) 民間の医療保険 みんかん いりょうほけん

4-2 健康保険 けんこうほけん . . . . . 29

- (1) 加入対象者 かにゅうたいしょうしや
- (2) 加入手続き かにゅうてつづき
- (3) 保険証 (健康保険被保険者証) ほけんしょう (けんこうほけんひほけんしやしょう)
- (4) 医療機関における負担額 いりょうきかん における あたんがく
- (5) 保険料 ほけんりょう
- (6) 健康保険の給付の種類と内容 けんこうほけん きゅうふ しゅるい ないよう

4-3 国民健康保険 こくみんけんこうほけん . . . . . 31

- (1) 加入対象 かにゅうたいしょう
- (2) 加入手続き かにゅうてつづき
- (3) 保険証 (国民健康保険被保険者証) ほけんしょう (こくみんけんこうほけんひほけんしやしょう)
- (4) 医療機関における負担額 いりょうきかん における あたんがく
- (5) 保険料 ほけんりょう
- (6) 国民健康保険の給付の種類と内容 こくみんけんこうほけん きゅうふ しゅるい ないよう
- (7) こんなときは届け出を とど で

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 4-4 | がいこくじんりゅうがくせいいりょうひほじよせいど<br>外国人留学生医療費補助制度                               | 34 |
| 5   | こうがくりょうようひ<br>高額療養費   | 35 |
| 6   | ろうどうしゃさいがいほしょうほけん ろうさいほけん<br>労働者災害補償保険 (労災保険)                           | 37 |
| 6-1 | りょうよう ほしょう きゅうふ しごとちゅう びょうき ちりょう<br>「療養 (補償) 給付」(仕事中のけが・病気の治療をするとき)     | 38 |
| 6-2 | きゅうぎょう ほしょう きゅうふ しごとちゅう びょうき はなら<br>「休業 (補償) 給付」(仕事中のけが・病気で働くことができないとき) | 38 |
| 6-3 | こういしやうのこる ばあい<br>後遺症が残る場合   | 39 |
| 7   | ねんきん<br>年金  | 39 |
| 7-1 | かにゅう<br>加入するには  | 39 |
| 7-2 | ほけんりょう<br>保険料   | 39 |
| 7-3 | しほら こんなん<br>支払いが困難なとき   | 40 |
| 7-4 | ねんきん しきゅう<br>年金の支給  | 40 |
| 7-5 | きこく<br>帰国するとき   | 40 |
| 8   | こうせいねんきんほけん<br>厚生年金保険   | 41 |

# 1 医療機関

病気やけがをしたときには医療機関で治療を受けます。あなたの病気の場合、どんな医療機関で、どんな治療を受ければよいのか、日本の医療機関とその診療態勢、規則について紹介します。

## 1-1 医療機関の基礎知識

### (1) 医療機関の種類

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なおつきあいをする診療所に分かります。

診療所は入院設備が20床未満の医療機関で、入院設備がないところが多く、軽い症状の時に診察を受けます。

病院には入院設備や検査機材などが揃っています。国・県立の病院などでは、専門ごとに高度な医療体制を整えています。200床以上の病院では診療所などからの紹介状がないとお金が多分にかかることもあります。

まず診療所で診察し、必要なら病院で専門的な治療を受けることをお勧めします。

病気の時にあわてないように、近くにどんな医療機関があるか調べておきましょう。

~~~~~  
やまなし医療ネット <http://www.yamanashi-iryo.net/>  
~~~~~

### (2) 診療科目

診療所、病院は、病気やけがによって受診科目が決まります。ほとんどの診療科を持っている総合病院と、一部の診療科目を専門とする診療所、病院がありますから、受診するときは、病気やけがに合ったところを選びます。主な診療科目は内科、外科、小児科な

どで、大きな病院になればなるほど、より専門的な治療を受けられるよう診療科目が細分化されています。以下に診療科目の実際と、どんな病気が診てもらえるのか、その一例をご紹介します。

|      |  |
|------|--|
| 内科   | 薬を使って治す科。かぜをはじめ病気一般を診てもらえる。あなたが何の病気かわからないとき、まず受診するとよいでしょう。 |
| 外科   | 外傷にかかわる治療を行います。基本的に手術を要する治療を行う。                            |
| 小児科  | 子どもを対象に、病気一般を診てもらえる。                                       |
| 整形外科 | 骨折やねんざ、腰痛など骨・関節・筋肉にかかわる治療を行います。                            |
| 眼科   | 目の病気一般を診てもらえるほか、視力検査もしてもらえます。                              |
| 歯科   | 虫歯治療など、歯に関する治療をしてもらえる。                                     |

そのほか、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、精神科、神経内科、脳外科、呼吸器科（胸部外科）、循環器内科（心臓外科）、消化器内科（消化器外科）、肛門科、などがあります。

大きな病院などで、どの科に行けばよいのかわからないときは、症状を伝えて受付で聞いて下さい。





### (3) 先着順審制と予約制

日本の医療機関の多くは先着順審制です。そのため、1～2時間も待たなくてはならない場合があります。ただし、歯科では予約制が一般化しており、医療機関でも予約が必要なところがあります。

#### 1-2 診察を受けるには

日本においては、残念ながら多言語で対応できる医療機関は限られておりますので、できる限り日本語の話せる方と一緒にいきましょう。

宗教上の理由により、日常生活や治療について制限があるときや、アレルギー体質などのときには、前もって受付や看護師等に伝えましょう。

#### (1) 診察に必要なもの

医療機関へは「保険証」を持って行きます。そうすると、医療費を一部自己負担で受けることができます。「保険証」を持って行かなかった場合、あるいは医療保険に加入していない場合は、医療費は全額自己負担となり、かなり高額になります。

そのほか、外国人登録証明書やパスポートなどの身分を証明する書類も持って行くといでしょう。また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

「保険証」に関しては4「公的医療保険」4-2健康保険、4-3国民健康保険で紹介しています。

#### (2) 診察時間

医療機関によって異なりますが、通常、平日の午前中と午後が多く、土曜日は午前のみ、日曜・祝日は休診のところが多いです。あらかじめ、電話で確認しておくといでしょう。

よう。時間外の診療については、3-2「夜間、休日のとき」で紹介しています。

### (3) 医療機関を探す

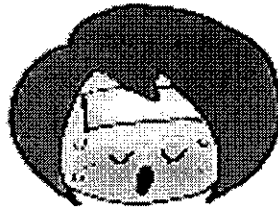
医療機関はインターネットや電話帳などから探せます。また、近隣の住民の方に聞くという方法もあります。



やまなし医療ネット <http://www.yamanashi-iryo.net/>



緊急情報ガイドブック <http://www.yia.or.jp/emergency/index.html>



次のような外国語対応の電話相談などもあります。

~~~~ AMDA国際医療情報センター ~~~~~

言葉の通じる医療機関の紹介や医療福祉制度の案内を多言語で行っています。

●センター東京 とうきょう でんわばんごう そうだん 電話番号(相談):03-5285-8088

| げんご<br>言語                                                      | ようび<br>曜日                        | じかん<br>時間   |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------|
| えいご、タイご<br>英語、タイ語<br>ちゅうごくご、かんごくご<br>中国語、韓国語<br>スペインご<br>スペイン語 | げつようび、きんようび<br>月曜日から金曜日          | 9:00～17:00  |
| ポルトガルご<br>ポルトガル語                                               | げつようび、すいようび、きんようび<br>月曜日、水曜日、金曜日 | 9:00～17:00  |
| フィリピンご<br>フィリピン語                                               | すいようび<br>水曜日                     | 13:00～17:00 |

●センター関西 かんさい でんわばんごう 電話番号:06-4395-0555

| げんご<br>言語             | ようび<br>曜日               | じかん<br>時間   |
|-----------------------|-------------------------|-------------|
| えいご、スペインご<br>英語、スペイン語 | げつようび、きんようび<br>月曜日から金曜日 | 9:00～17:00  |
| ちゅうごくご<br>中国語         | きんようび<br>金曜日            | 11:00～14:00 |
| ポルトガルご<br>ポルトガル語      | げつようび<br>月曜日            | 10:30～14:30 |

1-3 しんさつ なが 診察の流れ

(1) しよしんじ いてつぽんてき なが 初診時の一般的な流れ

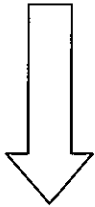
まず病びょうき気、けがにたいおう対応できる医療機関を探し、その医療機関の受付に保険証を提出します。保険証を提出したら、待合室まちあいしつで待ち(多くの場合、受診申込書や問診票などに必要事項などを記入することになります。)、診察、会計、薬の受け取りという流れで行われます。具体的には次のとおりです。

① 病氣、けがで治療を受けたい



その病氣、けがに対応できる診療所、病院を探します。

② 診療所、病院へ行く



受付に「初診です」といって保険証を提出します。

このとき、多くの場合、受診申込書や問診票などに必要事項などを記入することになります。

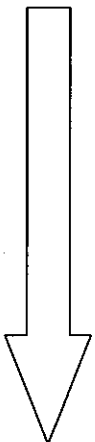
問診票とは、現在の病氣の症状や病歴（既往歴）、アレルギーの有無などを記入する用紙のこと。記入し終わったら、それらの用紙を受付に戻し、待合室で待ちます。

③ 診察



名前を呼ばれたら、診察室に入り、診察を受けます。必要に応じて、検査や処置があります。また、必要に応じて次の予約をします。

④ 会計



医療費を現金で支払います。診察の終わった後、看護師から会計書類を渡されることもあります。その場合は、その会計書類を会計窓口に出します。なお、このときに渡される領収書は保管しておきましょう。1か月に医療費が高額（被保険者の所得水準により異なります。）になると、医療費の一部が支給されます。

⑤ 薬の受け取り

会計の時に渡される処方せんを持って、薬局へ行き薬を受け取ります。薬代はここで別途支払います。(これを「院外薬局」といいます)。中には、病院内に薬局窓口がある場合もあり、その場合は会計の中に薬代も含まれています(これを「院内薬局」といいます)。

\*再診のときは、診察券を持って受診科で受付をします。受付で申し込む場合もあります。

その後の手順は初診と同じです。

(2) 多言語医療問診票

かながわ国際交流財団で多言語医療問診票を入手できます。また、AMDA国際医療情報センターでは多言語診察申込書を入手できます。それぞれ、インターネットからのダウンロードができ、アドレスは次の通りです。

～～ かながわ国際交流財団

<http://www.k-i-a.or.jp/medical/index.html>

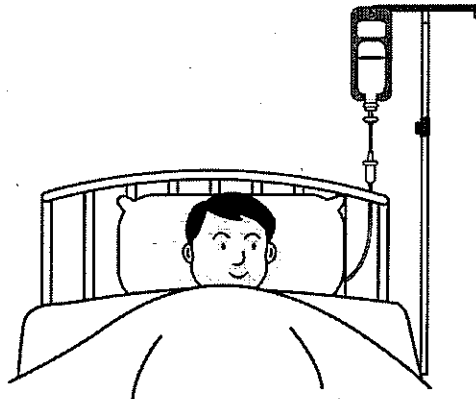
科目別、言語別に採せるようになっています。科目は10科目、14言語が揃っています。

科目) 眼科問診票、外科問診票、産婦人科問診票、歯科問診票、耳鼻咽喉科問診票、小児科問診票、整形外科問診票、内科問診票、脳神経外科問診票、皮膚科問診票

言語) インドネシア語、英語、カンボジア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、中国(北京)語、ハングル語、ベトナム語、ペルシャ語、ポルトガル語、ラオス語、ロシア語、フランス語

<http://homepage3.nifty.com/amdact/PDF/jap/pdf-J-master.html>

英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語の診察申込書があります。



#### 1-4 <sup>にゅういん</sup>入院の流れ

入院するか否かは期間を含め、症状を診て、医師が決めます。医師から入院の指示を受け  
たら、通常病院の「入院相談窓口」で担当者として入院する期日を決めたり、入院するために必要  
なものについて説明を受けたりします。

##### (1) <sup>びょうしつ</sup>病室

個室、2人部屋、4人部屋、6人部屋などの病室があります。医療上の理由で病院側が  
決定した場合を除き、1人ないし2人部屋を希望すると別途特別の料金がかかります。特別  
の料金は病院により異なり、1日2,000円前後から、1万円以上まで幅があります。

## (2) 一般的な入院の流れ

一般的には、入院日時、入院に必要な持ち物、保証書、注意事項などを事前に渡され、入院手続きをした後、入院。医師が症状を診て、退院を決定します。具体的には次のとおりです。

### ① 入院手続き

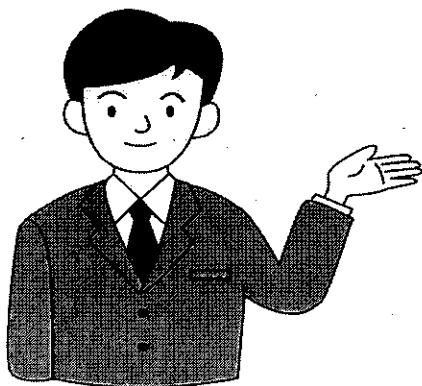
入院申込書に記入し、必要なもの（保険証、診察券、保証金など）を提出します。必要であれば、栄養士などに食事習慣、宗教的なことなどを話しておきましょう。同室の人にも伝える必要がある場合は、看護師などをお願いするとよいでしょう。また、下着や洗面具などの私用品などを用意する必要があります。

### ② 入院中

面会時間などを守り、ほかの人の迷惑にならないようにします。子どもの入院病棟での面会は制限されている場合もあります。手術のときは医師から説明があり、その後、意思確認のため、手術承諾書にサインを求められます。わからないことがある場合は遠慮せずわかるまで聞きましょう。

### ③ 退院

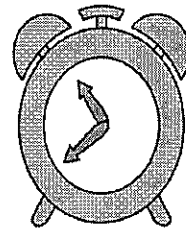
入院費用を支払い、退院します。



## 1-5 注意事項

### (1) 診療所、病院などでの注意事項

診療所、病院内では携帯電話やPHSは使用してはいけません。また、予約時間や面会時間は守らなければなりません。診察結果や薬などについて、理解できるまで、医師に説明を求めることも大切です。



### (2) 言葉に不安がある

言葉に不安があるときは、通訳できる人を同行しましょう。

### (3) 日本の医療制度がわからない

日本の医療制度は、自分から請求しないと受給できないことが多いので、制度や仕組みについて知ることは大切です。受付で聞いたり、ソーシャルワーカーがいる病院ではソーシャルワーカーに相談しましょう。ソーシャルワーカーへの相談は無料です。秘密も守られます。



## 2 やっきょく 薬局

病気を治すときには薬を服用します。薬には副作用がありますので、飲み方には十分に気を付けなければいけません。ここでは処方薬、一般薬、使用方法について紹介します。

### 2-1 やっきょく やくてん ちがい 薬局と薬店の違い

日本の薬屋さんには薬局と薬店の2種類があります。その違いは薬剤師がいて、処方せんによる調剤ができるかどうかです。

|             |                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| やっきょく<br>薬局 | いっぱんやく はんばい にかえ、しよほう 処方せんにより調剤ができます。薬局の名前にも「○<br>○薬局」というように薬局の文字が入っています。        |
| やくてん<br>薬店  | いっぱんやく はんばい はできますが、しよほう 処方せんによる調剤はできません。店名には「△<br>△ドラッグ」や「◇◇薬店」などの名前がよく使われています。 |



### 2-2 くすり を かう 薬を買う

薬局、薬店では、からだの調子が悪いが、医師にかかるまでもないと思われるときに、頭痛薬や風邪薬、胃腸薬などの一般薬を買うことができます。費用は、医療保険の適用がありませんので、全額自己負担になります。

一方、医師からもらった処方せんを調剤してもらうときは、薬局へ行きます。この場合、医療保険に加入していれば、その対象となりますので、費用は一部分ですみます。ただし、処方せんの有効期限はとくに記載のない場合は、交付の日を含めて4日間です。有効期限を過ぎると、

再び受診して処方せんを発行してもらわなければなりません。過去に処方してもらったことのある薬でも、あらためて使用（服用）するためには必ず医師の診察を受けて処方せんを書いてもらわないと調剤してもらえません。

## 2-3 薬の使用法

薬局、薬店では薬の飲み方や使用上の注意、副作用などについて、薬剤師などから説明を受けられます。けれども、薬局、薬店には通訳がいませんので、日本語のできる方を同伴するようにしてください。なお、購入した薬の使用法などについては、外国語による説明はついていませんので、わからないときには誰かに訳してもらいましょう。



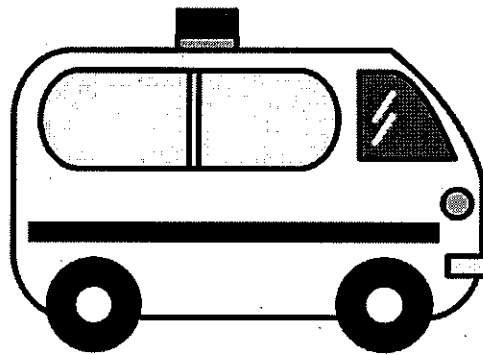
## 3 救急

病気やけがは突然のようにあなたの身に降りかかることがあります。そんなときはどうすればよいのでしょうか。救急車を手配する、夜間や休日のときなど、もしものときの医療について紹介します。

### 3-1 急病やけがなどで救急車を必要とするとき

119番へ通報します。119番へは固定電話、公衆電話、携帯電話、PHSのいずれからもかけられます。電話で119番にかけると、消防署につながります。消防署の職員は「火事」か「救急」かを聞きますから、落ち着いて「救急」と伝えます。そして、急病人やけが人のいる場所と旨印を伝えます。次に「だれが」「いつ」「どこで」「どうした」を要領よく簡単に伝えます。さらに、急病人・けが人の人数とその人の年齢や性別なども必要に応じて答えます。最後に自分の名前と使用している電話番号を伝えます。

これらの通話料は無料です。救急車は無料となっていますが、マイカーやタクシーで運べるぐらいの軽い病気やけがの場合は、利用できません。



### 3-2 やかん きゅうじつ 夜間、休日のとき

山梨県救急医療情報センター等において、初期救急医療から三次救急医療までの当番診療機関等の情報を提供しています。

#### (1) 利用方法

下記の各機関に電話で問い合わせますと、医療機関を案内しますので必ずその医療機関に電話をし、受け入れの承認等を確認して受診して下さい。

\*救急車を必要とする病気やケガなどの場合は、直接119番へ連絡して下さい。

\*各機関での案内の方法が異なる場合もありますので、必ずその方法によって利用して下さい。

|                                                                |              |
|----------------------------------------------------------------|--------------|
| やまなしけんきゅうきゅういりょうじょうほう<br>山梨県救急医療情報センター<br>(甲府市及び中巨摩東部地区を除く全地域) | 055(224)4199 |
| こうふしししかいきゅうきゅういりょう<br>甲府市医師会救急医療センター<br>(甲府市及び中巨摩東部地区)         | 055(226)3399 |
| こうふちくしょうぼうほんぶ<br>甲府地区消防本部                                      | 055(222)1190 |
| ひがしやまなししょうぼうほんぶ<br>東山梨消防本部                                     | 0553(32)0119 |
| かえふきししょうぼうほんぶ<br>笛吹市消防本部                                       | 055(261)0119 |
| きょうなんしょうぼうほんぶ<br>峡南消防本部                                        | 055(272)1919 |
| みなみ<br>南アルプス市消防本部                                              | 055(283)0119 |
| きょうほくしょうぼうほんぶ<br>峡北消防本部                                        | 0551(22)3311 |
| ふじごこしょうぼうほんぶ<br>富士五湖消防本部                                       | 0555(23)4444 |
| つるししょうぼうほんぶ<br>都留市消防本部                                         | 0554(43)2341 |
| おおつきししょうぼうほんぶ<br>大月市消防本部                                       | 0554(22)0119 |
| うえのはらししょうぼうほんぶ<br>上野原市消防本部                                     | 0554(62)4111 |

【注意】 中巨摩東部地区の対象地区は、次のとおりです。

・甲斐市(旧竜王町、旧敷島町の区域)、昭和町、中央市

## (2) 利用上の注意

- ① 電話口では、まず患者さんの住所、氏名、症状等をお話ください。

- ② 原則として、患者さんのお住まいの地域の医療機関を御案内します。
- ③ 受診する前に、必ず患者さん御自身または御家族の方が、案内を受けた医療機関に電話して「これから診療を受けに行くこと」を告げてから出かけましょう。
- ④ 受診の際は、必ず健康保険証を持参しましょう。
- ⑤ 受診を希望する診療科目によっては、医療機関を御案内できないこともあります。



### (3) 救急車の利用について

救急車とは、急に体の調子が悪くなり、自分で医療機関に行けない場合や、交通事故などでけがをした場合に、あなたを医療機関まで運んでいってくれるものです。救急車は無料です。救急車を呼ぶときは、119番へ電話をしてください（無料です）。緑の公衆電話から119番をかける場合は、電話機にある赤いボタンを押してください。ほとんどの携帯電話、PHSからもかけることができます。

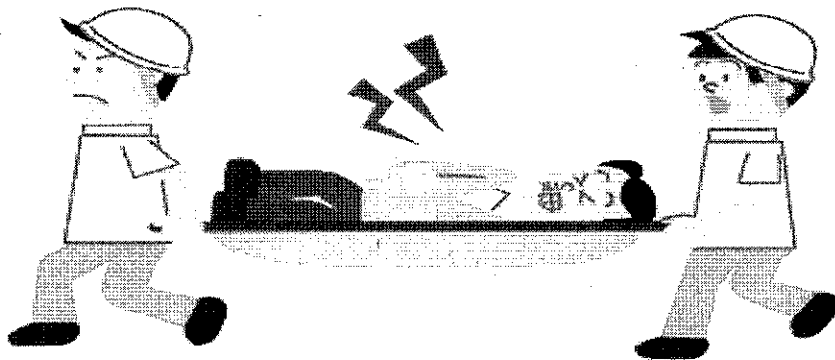
携帯電話やPHSから電話をした場合には、しばらく電源を切らないでください。消防署から問い合わせをする場合があります。

あなたの近くに日本語が話せる人がいるときには、その人に「救急車を呼んでください」と頼んでください。自分で電話をする場合は、電話がつながってから、落ち着いて次のことを話してください。

- 救急です。すぐに来てください。
- 日本語が話せます。／話せません。\_\_\_\_\_語なら話せます。
- 名前は\_\_\_\_\_です。
- いま、\_\_\_\_\_にいます。  
(住所と目標となるものを言ってください。)
- 状態は、\_\_\_\_\_。  
(けがをしました／苦しい／交通事故)
- 電話番号は、\_\_\_\_\_です。

救急車は、サイレンを鳴らしながらあなたがいる場所まですぐに来ます。救急車が来たら、救急隊員の指示に従って落ち着いて行動してください。救急隊員が適切な医療機関に連れて行ってくれます。

あなたがすでにかかっている医療機関があれば、念のためその医療機関の名前を書いたものを救急隊員に渡してください。ただし、その医療機関に運ばれるとは限りません。また、現在服用中の薬がある場合は、その薬も渡してください。保険証を持っている場合は、忘れずに持って行きましょう。



### 3-3 交通事故にあったら

#### (1) 交通事故のポイント

交通事故に遭った際に、注意しなければならないポイントは、以下のとおりです。

- ① 交通事故に遭ったらまず、加害者の名前、住所、電話番号、車体番号を確認してください。
- ② ただちに警察（110番）に連絡して、交通事故の事実を報告することが必要です。  
このことは法律にも規定されており、後日、加害者や保険会社に対し、損害補償を請求するためには、交通事故が発生した住所地を管轄する警察署への届出に基づいて発行される事故証明が必要になるからです。また、交通事故の場合、後になってむちうちや内臓、骨などへの損傷が判明する場合があります。現場ではどの程度のダメージがあったか正確にはわからない場合がほとんどですので、後のトラブルを避けるためにも、当事者だけで解決しないで警察に連絡する必要があります。
- ③ ケガをした場合は、ただちに医療機関へ行って、自分の名前で診断書を作成してもらいましょう。ケガのために仕事を休んだとしても、自分で薬を買って治療していたということでは、後々、加害者や保険会社に被害請求ができなくなります。医師の指示をよく聞いた上で、治療を受けましょう。また、加害者や保険会社に要求して、治療費を加害者や保険会社が負担することを確約させることも大切です。こうした確約ができずに、治療費が被害者の負担となった場合は、必ず領収書を保管しておきましょう。
- ④ 仕事ができないほどのケガを負った場合は、雇用主に連絡して事情を説明し、交通事故に遭ったので当分仕事ができないことを連絡しておきましょう。後々、休業損害の請求を行う場合には、雇用主が作成するケガ以前の3ヶ月の就労証明書が必要となります。

- ⑤ どうしたらよいかわからない場合や、長期の治療や後遺症が予想される場合、賠償等について納得がいかない場合は、県の交通事故相談所や市町村の法律相談、弁護士に相談することをお勧めします。



## (2) 損害賠償と算定方法

交通事故で死亡やケガをした場合、発生する被害に基づいて請求できる損害賠償には、大きく分けて・治療関係費・休業損害補償・慰謝料・死亡や後遺障害による補償(逸失利益・慰謝料)があります。

1日のうち、午前8時から午後5時までは休業損害補償で保障されますが、それ以外の時間での私生活上の不利益は慰謝料となります。たとえば、右手を骨折したことで、ご飯が作れない、風呂に入れないなど、また、痛みも慰謝料に含まれます。この他、ケガをしたことでの様々な精神的な補償は、慰謝料で算定します。慰謝料の算定基準も、自賠責保険、任意保険、弁護士会によって異なります。治療を続けても痛みや運動制限などに改善がない場合、その痛みや運動制限については、後遺障害の等級で判断されます。後遺障害の賠償には、逸失利益(後遺障害によって将来失うことになる分の補償)と、後遺症による慰謝料があります。



また、損害賠償の算定方法は、1) 自賠責保険（車の所有者・運転者が必ず加入している保険）、2) 任意保険（車の所有者の都合によって加入している保険）、3) 弁護士会の算出方法、によって違いがあります。

① 自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）

治療期間中の治療費等の補償は、120万円が上限となります。それ以外に後遺障害が派生した場合は、後遺障害の等級に依じた保険金が支払われます。

自賠責保険の場合には、被害者側に重大な過失がない限り、基本的にはカットされることはありません。しかし、治療期間中の保険金の上限が120万円であることから、大部分が治療費に使われ、休業補償や慰謝料がわずかしか残らない場合も多々あります。また、後遺障害が残った場合でも、等級に依じた保険金額が支払われます。

② 任意保険

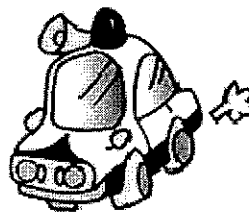
加害者が加入している保険によって上限があります。

③ 弁護士会の算出方法

日本弁護士会が民事訴訟の際に算定している方法です。

(3) 過失割合について

交通事故発生時の責任が、加害者側に多いのか、被害者側に多いのかを判断する過失割合という考え方があります。その過失割合に応じて、損害賠償額は変化します。



#### (4) 加害者になったら

交通事故は多発しています。ですから、被害者になる場合もあれば、加害者になる場合もあります。加害者になった場合に關連して、次の点を注意しましょう。

- ① 任意保険に加入しておくこと
- ② 免許証を携帯して運転すること
- ③ 事故現場から絶対逃げないこと

方が一、交通事故の加害者になった場合には、まず被害者の救護を行い、それから警察に連絡し、現場を確認してもらうことが必要です。このことを怠ると、後々に保険金が出ない場合もあります。また、被害者のお見舞いに行くなど、誠意を示すことも大切です。さらに、事故について速やかに保険会社に通知しておくことが必要です。事故後60日以内に届けないと、保険金が支払われなくなることがあります。また、交通事故の発生原因について、他の人にもよくわかるように現場図を作成するなどを、早いうちにやっておくとよいでしょう。

## 4 公的医療保険

日本に住んでいる人はだれでも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などに勤める人が加入する「健康保険」と、それ以外の人を対象とする「国民健康保険」の2つがあります。

### 4-1 医療費と公的医療保険

#### (1) 医療費と公的医療保険

公的医療保険に加入していると、全国一律に決められた医療費の3割を支払うだけです

みます。ところが、公的医療保険に加入しないで、医療機関にかかると、医療費は全て自己負担となる上、医療機関が自由に請求できますので、支払いはかなり高額になります。

医療費が3,000円の場合

保険に加入しているとき

保険に加入していないとき

【900円】

医療費の3割を本人が負担

【3,000円】

医療費はすべて自己負担



## (2) 保険対象外の治療

公的医療保険に加入していると、医療費の自己負担はかかった医療費の3割ですみますが、次の場合は保険が適用されません。

### <保険対象外の治療>

- ・交通事故や障害事件による負傷

他人の不注意や不法行為によってけがをした場合は、加害者がその医療費を負担します。

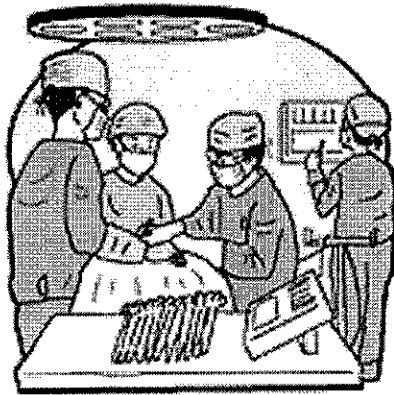
ただし、加入している保険に届け出ることにより、保険が使える場合もあります。

- ・正常な妊娠、出産
- ・病気以外の理由による妊娠中絶
- ・健康診査、人間ドック

- ・ 予防接種
- ・ 美容整形、歯科矯正
- ・ 通勤途上や仕事上のけがや事故（労災保険の対象となります）
- ・ 個室に入院した場合などの差額ベット代
- ・ 保険診療の対象となっていない検査、手術、治療、薬 など

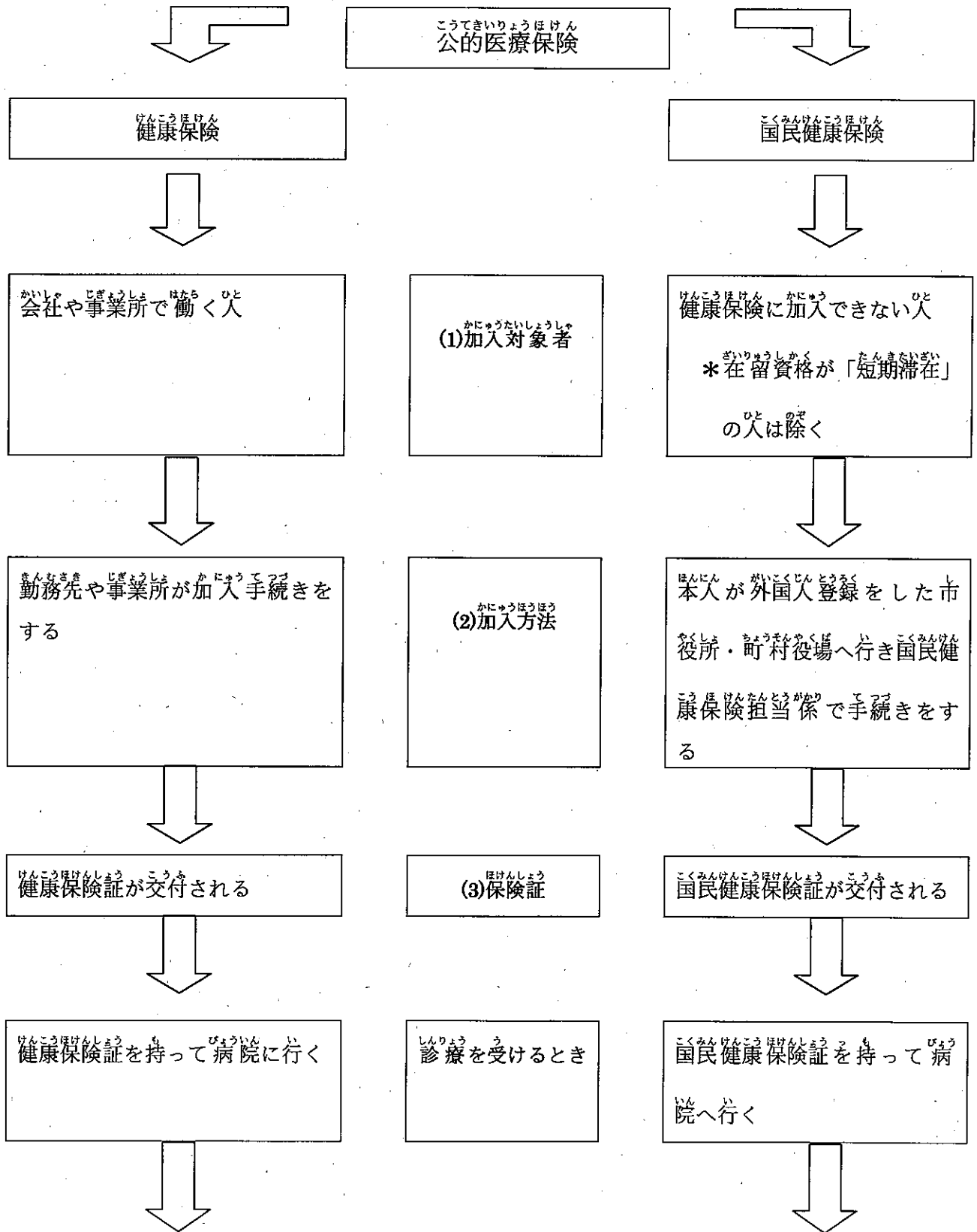
### (3) 民間の医療保険

医療保険には生命保険会社などが販売する民間の医療保険もありますが、これは所定の掛け金を払って、病気やけがなどで入院、通院したときや所定の手術をしたときなどに給付金を受け取れるものです。ですので、公的医療保険に加入していないと、病院や医院での医療費は一時的に全額自己負担となります。



日本の公的医療保険は次のようになっています。

にほん こうてきいりょうほけん  
日本の公的医療保険



医療費負担の3割が自己負担  
 \* 自己負担の割合は70歳以上の人は所得に応じて2割（平成20年4月から）または3割に、3歳未満は2割  
 \* 山梨県では平成20年4月から未就学児の窓口無料化を実施する。

(4)医療費

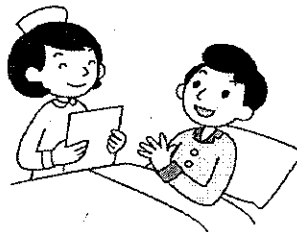
医療費の3割が自己負担  
 \* 自己負担の割合は、70歳以上の人は所得に応じて2割（平成20年4月から）または3割に、3歳未満は2割  
 \* 山梨県では平成20年4月から未就学児の窓口無料化を実施する。

保険料は給料などによって決まり、雇い主と加入者で半分ずつ払う（給料から天引き）

(5)保険料

保険料は市町村によって異なり、所得や世帯の人数などによって毎年決定する。決定した保険料は、金融機関などを通じて自分で納める。

\*日本の医療機関は、保険が適用される「保険医療機関」とそうでない機関（マッサージ院、美容整形 など）があります。また保険医療機関であっても、保険対象外の治療もあります。



## 4-2 けんこうほけん 健康保険

### (1) 加入対象者

会社や事業所などで働いている人が加入します。

### (2) 加入手続き

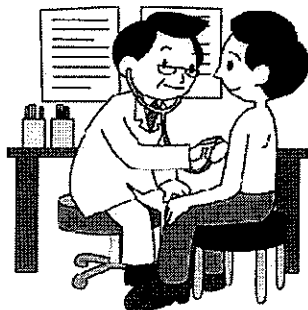
加入手続きは勤務している会社や事業所で行います。勤務先に問い合わせましょう。

### (3) 保険証（健康保険被保険者証）

加入すると「保険証」が交付されます。「保険証」は保険に加入していることを証明するものすから、大切に扱います。「保険証」には加入した人の氏名など記載されており、診察を受ける際には必ず、医療機関の窓口で提示します。日本国内を旅行するときも携帯しましょう。不正にこの「保険証」を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

### (4) 医療機関における負担額

病気やけがで医療をうけたときの自己負担は医療費の3割です。ただし、70歳以上は所得に応じて、自己負担が2割（平成20年4月から）または、3割（平成18年10月から）です。また、0歳から2歳の乳幼児の自己負担額は2割です。



一部負担金

|      |             |                          |
|------|-------------|--------------------------|
| 被保険者 | 一般          | 医療費の3割                   |
|      | 高齢受給者       | 医療費の2割（一定以上所得のある人は3割）    |
| 被扶養者 | 3歳未満の人      | 医療費の2割                   |
|      | 3歳以上70歳未満の人 | 医療費の3割                   |
|      | 高齢受給者       | 医療費の2割（一定以上所得のある被扶養者は3割） |

出展：東京社会保険事務局「平成18年度版 健康保険・国民健康保険・国民年金・厚生年金保険のあらまし」

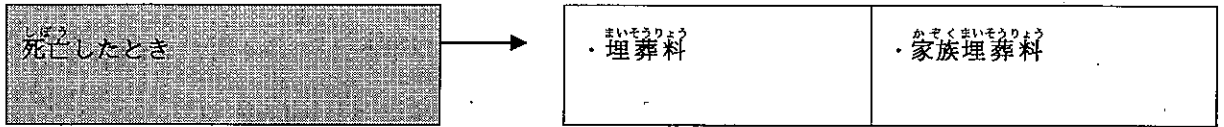
(5) 保険料

保険料は給料から天引きされます。その額が給料などによって決まり、雇い主側と加入者で半分ずつを払います。

(6) 健康保険の給付の種類と内容

| 区分              | 給付の種類                                                                                                                                                     |                                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|                 | 被保険者                                                                                                                                                      | 被扶養者                                                          |
| 病気やけがをしたとき      |                                                                                                                                                           |                                                               |
| 被保険者証で治療を受けるとき  | <ul style="list-style-type: none"> <li>療養の給付</li> <li>入院時食事療養費</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>家族療養費</li> </ul>       |
| 医療費を立替払いしたとき    | <ul style="list-style-type: none"> <li>療養費</li> </ul>                                                                                                     |                                                               |
| 医療費を一定額以上負担したとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費</li> </ul>                                                                                                   |                                                               |
| 緊急時などに移送されたとき   | <ul style="list-style-type: none"> <li>移送費</li> </ul>                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>家族移送費</li> </ul>       |
| 療養のために会社等を休んだとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>傷病手当金</li> </ul>                                                                                                   |                                                               |
| 出産したとき          | <ul style="list-style-type: none"> <li>出産育児一時金</li> </ul> <p style="text-align: center;">35万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出産手当金</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>出産育児一時金35万円</li> </ul> |





出展：東京社会保険事務局「平成18年度版 健康保険・国民健康保険・国民年金・厚生年金保険のあらまし」

\* 出産育児一時金、家族出産一時金

被保険者が出産したときには出産育児一時金が、被扶養者である家族が出産したときには家族出産一時金が、一児につき35万円支給されます。

#### 4-3 国民健康保険

##### (1) 加入対象者

職場の健康保険に加入していない人が加入します。外国人でも、外国人登録を行い、1年以上の在留資格があり、職場の健康保険に加入していない人は国民健康保険に加入しなければなりません（在留資格が「短期滞在」の人は除く）。また、入国当初の在留期間が1年未満であっても、その後、1年以上滞在すると認められる方は国民健康保険に加入する必要がありますので注意して下さい。\*ただし、日米社会保障協定等により国民健康保険に加入する必要のない方もいます。

##### (2) 加入手続き

加入手続きは外国人登録をした市役所・町村役場の国民健康保険の担当係で行います。

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 必要書類 | 外国人登録証明書                                         |
|      | 在留期間が1年未満の方は1年以上日本に滞在することを証明できる書類（入学許可証、在学証明書など） |

##### (3) 保険証（国民健康保険被保険者証）

加入すると、「保険証」が交付されます。「保険証」は保険に加入していることを証明す

るものですから、大切に扱います。「保険証」には加入した人の住所、氏名などが記載されており、診察を受ける際には必ず、医療機関の窓口で提示します。日本国内を旅行する時も携帯しましょう。「保険証」の貸し借りや売買はできません。

#### (4) 医療機関における負担額

病気やけがで医療を受けたときの自己負担は医療費の3割です。ただし、70歳以上は所得に応じて、自己負担が2割の人や3割の人もあります。また、3歳未満の乳幼児の自己負担は2割です。山梨県では平成20年4月より未就学児の窓口無料化を実施します。

|             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| 3歳未満の人      | 医療費の2割<br>(山梨県では平成20年4月より未就学児の窓口無料化を実施します。) |
| 3歳以上70歳未満の人 | 医療費の3割                                      |
| 70歳以上の人     | 医療費の2割 (一定以上所得のある人は3割)                      |

出展：東京社会保険事務局「平成18年度版 健康保険・国民健康保険・国民年金・厚生年金保険のあらまし」

#### (5) 保険料

保険料は金融機関などを通じて自分で納めます。市役所・町村役場から送られてくる「納付書」を金融機関か市役所・町村役場に持参して納める方法と、金融機関の「口座振替」を利用する方法とがあります。徴収員が集金に来る場合もあります。

保険料の金額は市町村によって異なり、所得や世帯の人数などによって毎年決められます。ただし、入国1年目は前年に日本での所得がないため、最低限の保険料が課せられ、2年目から所得などに応じて変動します。また、40歳以上65歳未満の方は介護保険分を加算した金額になります。

保険料は滞納すると、被保険者証を返還し、代わりに被保険者資格証明書が交付され、

交付されている間は医療費が全額自己負担となることがあります(のちに療養費払いとして市町村の役所または所属の組合に請求)。滞納することのないよう、きちんと納めましょう。災害や失業、倒産などで保険料を納めるのが困難な場合は保険料を減免できる場合があります。市役所・町村役場の国民健康保険の担当係に相談してください。

(6) 国民健康保険の給付の種類と内容

| 区分              | 給付の種類        |
|-----------------|--------------|
| 病気やけがをしたとき      |              |
| 被保険者証で治療を受けるとき  | ・療養の給付       |
| 医療費を立替払いしたとき    | ・療養費         |
| 医療費を一定額以上負担したとき | ・高額療養費       |
| 緊急時などに移送されたとき   | ・移送費         |
| 出産したとき          | ・出産育児一時金35万円 |
| 死亡したとき          | ・葬祭費         |

出展：東京社会保険事務局「平成18年度版 健康保険・国民健康保険・国民年金・厚生年金保険のあらし」

\* 出産育児一時金、家族出産一時金

被保険者が出産した場合、1児につき35万円の出産育児一時金が支給されます。

被保険者が医療機関等(病院、診療所又は助産所)を出産育児一時金等の受取代理人として申請することにより、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を受け取ることから、被保険者の医療機関等の窓口における出産費用が軽減される制度もあります。

(「受取代理」という。)

#### (7) こんなときは届け出を

国民健康保険は一度加入すると、自動的に脱退になりません。職場の健康保険に加入したときは14日以内に市役所・町村役場の国民健康保険の担当係に届け出をしましょう。保険証をなくしたり、汚したときや、子どもが産まれた、世帯主が変わった、被保険者が死亡したときなどは14日以内に届け出をしてください。転入・転出で住所が変わったときも届け出が必要です。転出する場合は、保険証を今まで住んでいた市役所・町村役場に持参して転出日を申し出、引越したら14日以内に新しい住所へ転入の届け出をします。

日本を出国するときはあらかじめ、保険証と印鑑(お持ちの芳のみ)、外国人登録証明書、航空券などを持って届け出ます。



#### 4-4 外国人留学生医療費補助制度

「留学」の在留資格をもつ外国人留学生は国民健康保険に加入することになっています。国民健康保険に加入している外国人留学生は、医療費の一部が(独)日本学生支援機構(JASSO)から補助されます。医療費の7割は国民健康保険から支払われ、残り分の3.5割が補助されますから、医療費の実質の自己負担は医療費全体の約2割になります。

(1) 保険医療機関の窓口で国民健康保険被保険者証を提出して、診察を受けます。



(2) 診察後、国民健康保険で補助されない3割の医療費を医療機関に支払います。



(3) 「外国人留学生医療費補助申請書」に保険医療機関で発行された領収書（留学生本人の名前が記され、保険診療かどうか班別できる領収書）を添えて、在籍する大学等の留学生担当課に提出します。



(4) 申請から約3か月後に、医療機関で支払った額の3.5割が支払われます。

詳しくは、学校の留学生係にお問い合わせ下さい。

## 5 高額療養費

医療機関へ支払う自己負担金が高額になり、一定限度額を超えた場合、「高額療養費支給制度」が適用されます。加入している健康保険の窓口（国民健康保険の場合は市役所・町村役場の健康保険担当、健康保険（社会保険）の場合は会社もしくは管轄の社会保険事務所に）申請します。

詳しくは、加入している健康保険の窓口にお問い合わせ下さい。

高額療養費制度では、以下の上限金額を超える部分の差額を払い戻すこととなっています。

| 案件                                                          | ひと月あたりの上限                        | 1年の間に該当月が4回あった人の4回目以降の上限 |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 生活保護の被保険者や市町村民税非課税世帯など                                      | 35,400円                          | 24,600円                  |
| 標準報酬月額が53万円以上の被保険者およびその被扶養者（健康保険）<br>単簡所得が600万円超の世帯（国民健康保険） | 150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% | 83,400円                  |
| 一般（上記2つに該当しない人）                                             | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%  | 44,400円                  |

※同一世帯内で、ひと月の自己負担額が21,000円以上の人が2人以上いる場合は、それぞれの医療費を合算して上記の表に当てはめます。

※70歳未満の入院患者の方については、一定の申請をすることにより病院窓口での支払いを高額療養費の限度額までとすることができます。

問い合わせ先（日本語のできる方を通してお尋ねください）

国民健康保険に加入している場合：市役所・町村役場

\*市町村一覧 → <http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>

健康保険に加入している場合：会社、社会保険事務所

\*社会保険事務所の連絡先

山梨社会保険事務局 055-231-8777 (代表)

〒400-8531 山梨県甲府市丸の内1-17-10 東武穴水ビル 8F

山梨社会保険事務局大月事務所 0554-22-3811

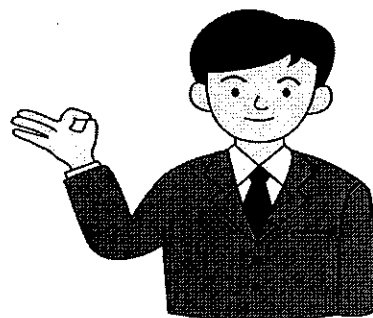
〒401-8501 山梨県大月市大月町花咲1602-1

甲府社会保険事務所 055-252-1431

〒400-8565 山梨県甲府市塩部1-3-12

竜王社会保険事務所 055-278-1100

〒400-0195 山梨県甲斐市名取347-3



## 6 労働者災害補償保険 (労災保険)

仕事や通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対する国の保険制度(労災保険)があります。日本の会社はこの保険に必ず入らなければなりません。パートやアルバイトを含めて、会社で働いていたら、どんな在留資格の外国人でも適用されます。仕事によるけがや病気のときは、まず会社に相談しましょう。仕事によるけがや病気と認められたら、必要な保険給付が受けられます。

\* 仕事や通勤による負傷等の治療は、他の健康保険などを使用することができません。会社が

手続きをしてくれない場合は、労働基準監督署に相談しましょう。労災保険は請求しなければなりません。労働災害かどうかの判断をするのは会社ではなく労働基準監督署です。労働災害だと思ったら、まずはお近くの労働基準監督署に相談してください。

#### 6-1 「療養（補償）給付」（仕事や通勤によるけが・病気の治療をするとき）

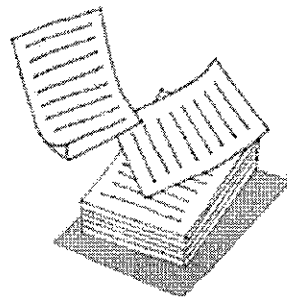
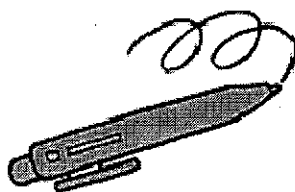
できるだけ労災保険の指定病院（総合病院・整形外科のほとんど）に行くようにしましょう。労災保険の指定病院に「療養の給付請求書」という用紙を提出することにより、労災保険の請求ができます。治療が終わるまで、お金を払う必要はありません。

もし、労災保険の指定病院でない医療機関に行った場合には、労働災害であることを伝え、いったん自分でお金を払って領収書をもらいます。あとで「療養の費用請求書」（労働基準監督署でもらえます）を労働基準監督署に提出します。

労働災害だと思う場合は、医療機関で健康保険を使わないで、必ず労災保険の請求を行ってください。健康保険などの保険で治療を受け始めてから、途中で労災保険に変更するのは手続きがとても難しいです。

#### 6-2 「休業（補償）給付」（仕事や通勤によるけが・病気の療養のため、働くことができないとき）

「休業（補償）給付支給請求書」（労働基準監督署でもらえます）という用紙を労働基準監督署に提出すると、休業中にもらえなかった給料の補償（休業（補償）給付）を受けられます。





### 6-3 後遺障害が残る場合

障害の程度によって、年金や一時金がもらえる場合があります。

また、仕事や通勤によるけが、病気により死亡した場合は、遺族が年金をもらえる場合もあります。

問い合わせ先：(日本語のできる方を通してお尋ねください。)

山梨労働局 甲府市丸の内1丁目1-11 055-225-2856

甲府労働基準監督署 甲府市下飯田2丁目5-51 055-224-5611

都留労働基準監督署 都留市四日市場23-2 0554-43-2195

諏訪労働基準監督署 南巨摩郡諏訪町655-50 0556-22-3181

## 7 年金

国民年金とは、すべての人に共通する「基礎年金」を支給する制度です。老後や障害、死亡といった万一の場合に、所得保障が受けられます。

日本国内に居住する20～59歳の方は、外国人を含み、必ず国民年金に加入しなければなりません。国民年金に上乗せして、勤務先で加入する厚生年金、共済組合の制度もあります。

### 7-1 加入するには

- ・国民年金に加入するには、市役所・町村役場へ届出をします。
- ・勤務先で厚生年金、共済組合に加入した人は、届出の必要はありません。

### 7-2 保険料

- ・国民年金に加入すると、保険料を納付しなければなりません。納付書により、郵便局や銀行

の窓口またはコンビニエンスストアで納めてください。口座振替でも納付できます。

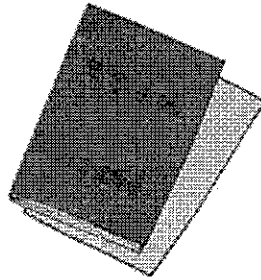
・勤務先で厚生年金や共済組合に加入している人は、給料やボーナスから差し引かれます。

### 7-3 支払いが困難なとき

・収入がない人や、収入が少なくて保険料を納付することが困難なときは、申請により保険料の全額または一部が免除される場合があります。

・また、学生は、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

(一部各種学校は対象となりません。)



### 7-4 年金の支給

国民年金は、老齢になったとき、障害者になったとき、または加入者が死亡したときなどに支給されます。年金には以下の種類があります。

・老齢基礎年金 ・障害基礎年金 ・遺族基礎年金

・寡婦年金 ・死亡一時金 ・老齢福祉年金

それぞれ支給の条件があります。年金を受け取るには、手続きが必要です。

### 7-5 帰国するとき

・国民年金および厚生年金保険には、脱退一時金支給制度があります。

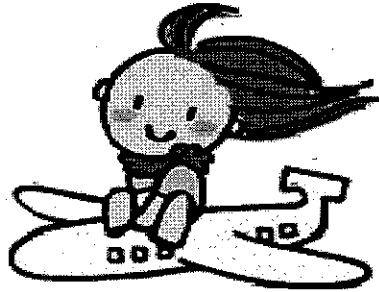
・これは、外国人が日本滞在中に、年金に加入し、保険料を6か月以上納めた場合、帰国後2年

以内に、所定の手続きに従って請求すれば、脱退一時金が支給される制度です。

・また、帰国したあとに、年金を受け取ることができる場合があります。

(詳しくは、お住まいの市役所・町村役場に、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。)

\*市町村一覧→ <http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>



## 8 厚生年金保険

・会社、工場、商店などで働く労働者が加入する年金制度。労働者の老後の生活の保障をすることが主な目的ですが、ケガや病気で働けなくなった人たちの生活や、労働者が死亡した場合の、遺族の生活を保障する役割も果たしています。

・全ての法人の事業所は、必ずこの保険に加入しなければなりません。保険料は、事業主と労働者が負担します。保険料は被保険者の賃金額により異なります。

(問い合わせは、勤め先の住所地を管轄する社会保険事務所へ)

・自営業、農林水産業従事者、無職の人など、厚生年金保険に加入できない人は、国民年金に加入することになっています。

(問い合わせは、お住まいの市役所・町村役場へ)

\*市町村一覧→ <http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>

だつたいいちじきんしきゅうせいど  
< 脱退一時金支給制度 >

- ・厚生年金保険及び国民年金には、脱退一時金支給制度があります。
- ・これは、外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6か月以上納めた場合、帰国後2年以内に、所定の手続きに従って請求すれば、脱退一時金が支給される制度です。
- ・帰国前に、「脱退一時金請求書」を社会保険事務所などで入手し、帰国後、その請求書に必要な事項を記入の上、添付書類と一緒に日本の社会保険業務センターに送付して、手続きしてください。

問い合わせ先

(日本語のできる方を通してお尋ねください。)

国民年金：市役所・町村役場

厚生年金：社会保険事務所

\*市町村一覧→ <http://www.pref.yamanashi.jp/link/ctv/ctv.html>

\*社会保険事務所の連絡先

山梨社会保険事務局 055-231-8777 (代表)

〒400-8531 山梨県甲府市丸の内1-17-10 東武穴水ビル 8F

山梨社会保険事務局大月事務所 0554-22-3811

〒401-8501 山梨県大月市大月町花咲1602-1

甲府社会保険事務所 055-252-1431

〒400-8565 山梨県甲府市塩部1-3-12

竜王社会保険事務所 055-278-1100

〒400-0195 山梨県甲斐市名取347-3

<参考資料>

- (財)自治体国際化協会  
「多言語生活情報」

<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

- 山梨県  
「やまなし医療ネット」

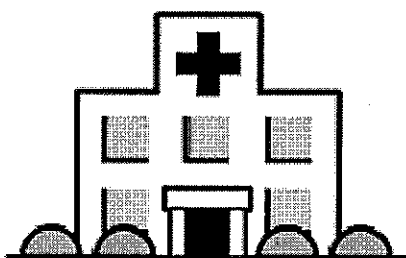
<http://www.yamanashi-iryo.net/>

- かながわ国際交流財団  
「多言語医療問診票」

<http://www.k-i-a.or.jp/medical/index.html>

- AMD A国際医療情報センター  
「診察申込書」

<http://homepage3.nifty.com/amdact/PDF/jap/pdf-J-master.html>



「医療機関受診ハンドブック」 2008年3月発行

山梨県 国際課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL055-223-1436 FAX055-223-1438

URL:<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kokusai/index.html>

URL:[http://www.pref.yamanashi.jp/global\\_net/index.jsp](http://www.pref.yamanashi.jp/global_net/index.jsp)

